令和５年度　公益財団法人大阪国際交流センター年度計画

１　年度計画の位置づけ

令和５年度計画では、経営計画（令和３～５年度）の最終年度にあたることから、令和３年度・４年度の目標達成の実績を踏まえ、大阪市から求められる役割を果たすために当財団が今年度行う事業活動について定める。

２　年度計画の期間

令和５年４月１日～令和６年３月31日

３　令和５年における事業経営の成果への貢献度を示す目標ならびに行動計画

多文化共生の実現を目指す公益性の高い事業の実施により貢献度が測られることとなり、収益を望めるものではないが、自主事業として着実な実施が求められている。

令和 5 年度においても、それら事業の継続的実施をめざした経営計画のもと、次の目標を立てて実施する。

（１）外国人住民等の地域社会における活動機会の提供

「多文化共生の担い手として地域社会において活動する」意欲のある外国人住民に活動の機会を提供し、外国人住民のエンパワメントを支援する。

指 標 １：外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業の実施回数　　５件／年

行動計画：令和２年度に市民局の委託により作成した「多文化交流お助けガイド」を活用し、地域社会において日本人住民との交流を積極的に進める機会を提供し、顔の見える関係構築をめざす。令和４年度同様、大阪市・区の社会福祉協議会をはじめとした地域団体と連携し、外国人住民等が担い手となって、大阪（日本）の生活での体験談や地域の日本人住民に望むことについて話をし、交流の際のヒントなどを提供する「多文化交流会」を開催する。

今年度は、令和 4 年度同様、財団の取り組みを広く周知するため、シンポジウムを実施し、新たな共催団体の確保や新規エリアの開拓に取り組むとともに、多文化交流会をきっかけに地域住民が自ら外国人住民と交流を深めていけるよう、多文化交流ガイドブックの活用についても更に働きかける。

指 標 ２：留学生に活動の機会を提供した件数　　のべ１００件／年

行動計画：将来の高度外国人材である留学生は地域において外国人住民と日本人住民の相互理解や交流の橋渡し役としても期待できるため、積極的に財団

の事業で活動できる機会を提供する。
特に、日本人学生との交流の機会の少ない留学生が、日本人とのつながりを持つことができるよう、引き続き留学生が講師となり世代の近い高校生と英語や韓国語会話を教えながら交流する事業を実施する。
令和３年度・４年度は、天王寺区内の公立高校（４校）を対象にして実施したが、今年度は天王寺区内に限らず広く募集を行い、参加高校や参加生徒の拡大に努める。
また、文化紹介の講座や語学カフェなど、留学生と日本人が交流できる事業の実施も行う。

（２）多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信

多文化共生社会を目指した自発的な取組みを実施可能な外国人住民を「達人」として、広く発信するとともに、こうした活動を行う外国人住民等が活動の情報を自ら広く発信できる場として「プラットフォーム（ウェブサイト）」を整備し運営する。

指 標 ３：「達人」新規登録者数　　１０名

行動計画：令和 4 年度に引き続き、外国人住民が増えている国を中心に在阪の総領事館や外国人コミュニティに働きかけ登録者を確保するとともに、外国人を雇用する企業にも対象を拡げ、より広い人材発掘に努める。

指 標 ４：ウェブサイトを通じた情報の発信件数　　３０件／年

行動計画：「達人」のなかでも、特に大阪（日本）での生活情報を動画で発信できる人を確保し、テーマを決めて積極的に発信することで、広く市内の外国人住民が、日本での生活になじめるよう引き続きサポートする。令和４年度に引き続き、外国人住民に関心の高い分野の情報発信を行うとともに、「達人」が自ら企画・実施するイベント情報などの情報発信活動を支援し、日本人等が多様な文化にふれる機会を提供する。

指 標 ５：情報発信を連携して行う活動団体や事業者の発掘件数　　４団体

行動計画：「アイハウス多文化交流プラットフォーム」を広く周知し、外国人住民等の活動を紹介するため、令和４年度に引き続き、ウェブ上で連携できるサイトなどの情報を収集し、情報発信団体を確保する。また、避難民・難民支援や EXPO2025 といった社会の動きに合わせ、新規の連携先を獲得することで、当財団及びその活動の認知の向上を図る。

（3）財務運営における目標

大阪市から求められている役割を果たすために実施する自主事業は、収入を得ることができる場合は少なく、もっぱら財団の自主財源である特定公益目的資産等の資産を取り崩して実施することとなる。また、自主事業は人的資源に負うところが大きいため、その実施には、相応の人件費が必要である。

自主財源としての資産には当然限りがあり、現状のままでは枯渇してしまうことは明らかである。従って、自主事業を継続的に実施するためには、資産の取り崩しに頼らない事業運営体制をできるだけ早く整える必要があり、令和 5 年度においては、寄付制度の充実やその周知広報に注力する。

指 標 6：自主事業の財源となる資産の残額　　11,500 千円

行動計画：令和 5 年度は、経営計画の最終年度にあたり、現経営計画終了後の事業計画にも影響することから、目標数値の達成が重要であると考えている。

令和 4 年度に引き続き、事業計画を立て適切な予算管理と進捗管理を行い経費の節減に努めるとともに、獲得した助成金を活用し、効率的な事業執行に努める。受託事業や助成金の情報収集を行い、申請可能なものには積極的に申請し、財源確保に努める。

また、財団事業の認知度のさらなる向上を図り、令和 4 年度に創設した寄付制度を広く周知するとともに、寄付金及び新規会員の獲得に努める。